令和７年４月10日
金融庁

「電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十二条第七項の規定に基づき認定資金決済事業者協会の規則を指定する件（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について

１．パブリックコメントの結果

金融庁では、「電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十二条第七項の規定に基づき認定資金決済事業者協会の規則を指定する件（案）」等につきまして、令和７年２月27日（木曜）から令和７年３月28日（金曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

本件に関して、１件のコメントをいただきました。御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。
お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、別紙１を御覧ください。

２．官報掲載・適用日

本件の告示は、本日付で官報掲載し、同日から適用されます。
具体的な内容については、別紙２～別紙３をご参照ください。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
総合政策局リスク分析総括課フィンテック参事官室 暗号資産モニタリング室（内線2311、2299、2302）

（別紙１）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

（別紙２）電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十二条第七項の規定に基づき認定資金決済事業者協会の規則を指定する件

（別紙３）電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する規則を指定する件

相談・手続・採用情報
各種窓口のご案内
金融サービス利用者相談室
金融行政モニター
情報公開等
パブリックコメント
申請・届出・照会
オンライン行政手続
入札公告等
採用情報
新着情報配信サービス
金融庁ソーシャルメディアアカウント
関連リンク
SESC 証券取引等監視委員会
CPAAOB 公認会計士・監査審査会
EXPO 2025 首相官邸 大阪・関西万博 特設ページ

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government （法人番号6000012010023）

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3－2－1 中央合同庁舎第７号館
電話番号：03-3506-6000